

船橋市障害福祉サービス等情報公表事業における調査に関する指針

1 目的

船橋市障害福祉サービス等情報公表事業実施要綱に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第33条の18第3項に基づき市が実施する調査に関する指針を定める。

2 調査の対象

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査については、次に該当する場合で、調査を実施することが必要と認められる場合に実施する。

- ・ 報告された内容に虚偽が疑われるとき。
- ・ 公表内容について、利用者等から苦情等があったとき。
- ・ 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき。
- ・ その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

3 調査の実施方法

(1) 基本的事項

ア 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

イ 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

ウ 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、面接調査によって行うことを原則とするが、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方法により行う。

(2) 具体的事項

ア 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

イ 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価は行わないものとするが、船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和5年船橋市条例第24号)等に違反す

る事項が見受けられた場合は、改善指導等を行うものとする。
ウ 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

4 調査結果の同意

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

同意が得られなかった場合は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年7月1日から施行する。